

単身赴任等をしている場合

1. 住宅取得等特別控除

(1)適用の有無————→次のすべての要件を満たせばOK

①適用を受けるものが、転勤、転地療養などにより、配偶者、扶養親族などと日常の起居を共にしないこととなった場合

②住んでいた家屋をこれらの親族が引き続き住んでいる場合

③①の事情が解消した後は、その者が共に住むこととなると認められる場合

(2)「居住の用に供した」かの有無の証明

————→単身赴任をしている者だけでなく、単身赴任をしていた家屋に住んでいる親族の住民票があればOK

2. 扶養控除、配偶者控除

(1)適用の有無————→ 次の要件を満たせばOK

①他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、休みの時にはその他の親族のもとで起居を共にすることを常にされている場合

②これらの親族間において、常に生活費等の送金が行われている場合

(2)「扶養になっている」かの有無の証明

①給与のみの者 ———→「給与所得者の扶養控除等申告書」にその旨を記載すればOK

②①以外の者 ———→確定申告書にその旨を記載すればOK

3. 同居老人扶養親族、同居特別障害者————→同じところに住んでいないので×

4. 医療費控除

医療費控除とは、本人又は生活を共にする者の医療費をその者が支払った場合に適用がある。従って、単身赴任のため一緒に住んでいなくても、生活を共にしている場合にはOKである。